



令和7年4月16日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
 担当課長(環境影響評価・化学物質) 吉開(972-2676)
 課長補佐(有害化学物質対策) 大澤(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報告者 個人土地所有者

2 報告日 令和7年4月14日

3 報告の概要

(1) 対象地名 森本鍍金工業所跡地

(2) 所在地 名古屋市東区矢田五丁目119番

(3) 対象地の概要 旧事業所(昭和20年頃から平成27年まで)
 227.17 m²(準工業地域及び近隣商業地域)



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイトの地理院地図を一部編集して使用している。

(4) 汚染状況

項目※1	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過区画数 / 調査区画数※2
土壌溶出量調査	六価クロム化合物	0.07~1.2 mg/L	1.4~24 倍	0.05 mg/L 以下	1 / 3
	シアン化合物	0.1~0.2 mg/L	—	検出されないこと	1 / 3
	ふっ素及びその化合物	1.0 mg/L	1.3 倍	0.8 mg/L 以下	1 / 3

※1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量を示します。

※2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

(5) 対象地の状況

地下水調査では基準に適合していたため、地下水汚染の拡散のおそれはありません。

4 本市の対応

報告者は汚染土壌を全て掘削除去する予定であり、飛散防止等の土壌汚染対策を適切に実施するよう指導を行いました。

「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定を行い、その旨を公示する予定です。

<参 考>

基準を超過した物質の毒性について

【六価クロム化合物】

急性毒性：六価クロムの付着や粉じんの吸入による皮膚・気管・肺等の炎症や潰瘍は古くから知られているが、経口的には六価クロム塩を大量摂取すると、嘔吐・下痢・腹痛・尿量減少・肝障害・けいれん・昏睡等を起こし死亡する。

慢性毒性：経口的には肝炎を起こすことが知られている。粉じんの長期吸入により皮膚・呼吸器・肝臓等のさまざまな障害、肺がんや鼻中隔穿孔を起こす。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）では、グループ1（人に対して発がん性がある）に分類している。

【シアン化合物】

急性毒性：HCNでは50～60 mg、KCNでは150～300 mgが致死量といわれ、フェロシアン化カリウム等の錯塩は毒性が弱くKCNの1000分の1程度といわれている。

*50 mgは、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.2 mg/L）では、水250Lに含まれる量になります。

慢性毒性：甲状腺の不調や神経障害に関する報告がある。視力の低下、聴力障害及び脊髄性の運動障害の低下が見られる。

【ふっ素及びその化合物】

急性毒性：NaFを6 mg/日以上摂取し続けていると、ふっ素症となり、体重減少、悪心、嘔吐、便秘等をきたす。SiF₄では、胃軟化症、神経痛等を起こす。一般成人が一度に100 mg以上摂取すると、腹部の激痛、嘔吐、悪心を起こし、2,500 mg以上の摂取で中毒死する。

*100 mgは、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（1.0 mg/L）では、水100Lに含まれる量になります。

慢性毒性：ふっ化物で中毒したラットの場合、腎臓における脂肪酸酸化酵素活性が著しく減少し、また、肝臓中の窒素及び脂肪含量が減少することが見いだされている。また、ふっ素中毒では、炭水化物の代謝障害も見られている。

飲料水等からふっ素を長期間過量に摂取した場合、飲料水のふっ素濃度2 ppm以上で斑状歯を生じ、8 ppm以上で骨硬化症となる。

発がん性：動物実験で発がん性を示すデータがない。

出典「改訂4版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」
（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）